# 統合協議会の運営方法について

# ○ 委員の代理出席について

・代理出席は不可とする。

### ○ 委員の辞職や交代について

- ・学校長推薦の委員については、学校長が新たな委員の推薦を行う。
- ・町会・自治会の代表者については、各町会・自治会から新たな委員を選出してもらう。
- ・校長、副校長、教育改革担当部長が交代した場合は、後任者へ委員の委嘱を行う。

## ○ 統合協議会の傍聴について

- ・原則として傍聴できる。非公開とする場合(秘密会)は、出席者の過半数で決定する。(第7条 会議の公開)
- ・事前申込み制とする。

### ○ 統合協議会の記録について

・要点筆記 (録音有)・発言者無記名 (委員と表示) で事務局が作成する。

# ○ 統合協議会の会議録等の公表について

- ・会議録は委員確認後、教育委員会ホームページで1ヵ月程度をめどに公開する。
- ・開催内容(次第・配布資料等)や次回の開催日程等については、協議会 終了後速やかに、教育委員会ホームページに掲載する。
- ・「統合協議会ニュース」はおおむね開催ごとに紙面で発行し、当該校、近 隣幼稚園・保育園の保護者への配布及び関係町会・自治会への回覧・掲 示等を行う。併せて、教育委員会ホームページにも掲載する。
- その他、特に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度、統合協議 会で協議して定める。